

## 基金 2 1 の設置の経緯と特徴

### 【経緯】

当時の岡崎知事の発案・指示により、毎年度の県の財政状況に左右されず、将来にわたって安定的かつ継続的に、ボランティア活動を推進するための事業が展開できるよう、県が持つ貸付債権を原資とした基金を、平成 13 年に設置することとした。

予算委員会岡崎知事答弁要旨（平成 13 年 3 月 9 日）

「ボランティアの活動についての私の基本的な認識は、21 世紀の活力あるかながわ、この社会を形成する上において、ボランティア活動は、今思っている以上に重要な役割を果たしてくれるものであると、このような認識をもっております。

（中略）

ただ、私は、ボランティアに対する支援というのは、恒常的にやるべきものではまったくないと思っております。

自主自立を旨として、できるだけ自分で根を張って、理解を得られる方々のサポートの中で、民間で活動すべきものだと思っております、そういうようなものが、これは伸びていってくれたらいいなというようなもののスタートのところで、ちょっと手助けをする、というような面もあるかと思いますが、これもただ、やっぱりモデル的な話だと思います。

そういうものが定着すれば、それは、県の委託事業になり、何なりとのかみ合わせでもできるわけで、そういった、ある過程、ある部分について、永続的、安定的に、一つ一つのものについて期限を区切ってする、ということが神奈川県における将来のボランティアの活動を、より充実させることになるだろう、そういう気持ちを込めて、そういう考え方で、ボランティアの基金の制度を仕組んだつもりでございます。」

### 【特徴】

- 1 毎年度の県の財政状況に左右されず、将来にわたって安定的かつ継続的に、ボランティア活動を推進するための事業が展開できるよう基金を設置
- 2 県が入らない第三者機関である、審査会が県民目線で選考する仕組み
- 3 協働の黎明期に、行政の委託による協働ではなく、NPOからの提案による協働事業の仕組みを作ったこと
- 4 応募できる分野に制限がない。（課題部門は課題を限定）
- 5 長期の助成期間（負担金は最長 5 年、補助金は最長 3 年）と人件費も対象であるなどサービスの担い手を育成する投資の要素が大きい。（他の助成制度は 1 年で人件費が対象外となるものが多い。）